



令和5年2月9日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

原油高騰対策事業に伴う水道使用料の減免について

平素より、本町水道事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

原油等高騰対策事業の一環として、令和5年1月～3月までの3ヶ月分の水道料金を減免させていただいておりますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 減免対象者

町内で水道を利用している方（官公庁を除く）

2. 減免内容

令和5年1月～3月分水道料のうち、基本料金分

※ 基本料金は用途によって変わりますので、詳しくは「水道料金使用料・農業集落排水使用料のお知らせ」の裏面をご覧ください。

3. その他

検針時の「水道使用料・農業集落排水使用料のお知らせ」については使用水量に対する予定額で料金を算出しており、対象期間中は実際の請求額と異なる金額になっておりますのでご注意ください。

なお、本事業の概要は広報こしみず12月号にも掲載しております。

お問い合わせ先
小清水町役場 建設課上下水道係
☎ 62-4475（直通）